

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針

－ 子どもの健やかな学びを支えるために －



平成 28 年 3 月

静岡県教育委員会

静岡県就学前教育推進協議会

はじめに



静岡県・静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する『有徳の人』の育成を基本目標とした、「静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプラン」第2期計画に基づき、社会総がかりで施策展開に努めています。

近年、急激な社会環境の変化にともない、子どもたちの生活も大きく変化しています。同時に、幼児期から小学校への接続期の教育・保育の重要性が叫ばれています。言うまでもなく、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、その大切さが認識されているところです。これからの社会をよりよく生き抜くための基礎を養うために、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育活動の推進が一層重要視されてきていると言えます。

県内各市町や、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校においては、これまでも様々な形で連携に取り組んできました。しかしながら、連携の深まりやお互いの教育・保育内容についての理解などにおいて、課題があることも明らかになっています。幼児期の教育・保育と小学校教育は、それぞれの発達段階において、十分な役割を果たすとともに、接続期での教育を共有することが重要です。

静岡県教育委員会は、平成26年度、公私立の幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校の関係機関相互が連携し、幼児教育の一層の充実を図る目的で「静岡県就学前教育推進協議会」を立ち上げ、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携及び円滑な接続の在り方について協議してまいりました。そしてこのたび、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針 ―子どもの健やかな学びを支えるために―」を策定しました。

本方針では、本県が接続期に目指す子どもの姿とともに、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を充実させ、相互に見通しをもった教育を推進することが、なぜ子どもの健やかな学びには必要であるのかということを示しました。また、県内で取り組まれている連携・接続の事例や保護者との連携の視点も示しました。

本方針が幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を深め、幼児期の教育と小学校教育の接続が円滑に行われるための一助となることを心から願っています。

結びに、本方針の作成にあたり、多大な御尽力を賜りました「静岡県就学前教育推進協議会」の皆様並びに県内各市町、その他関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

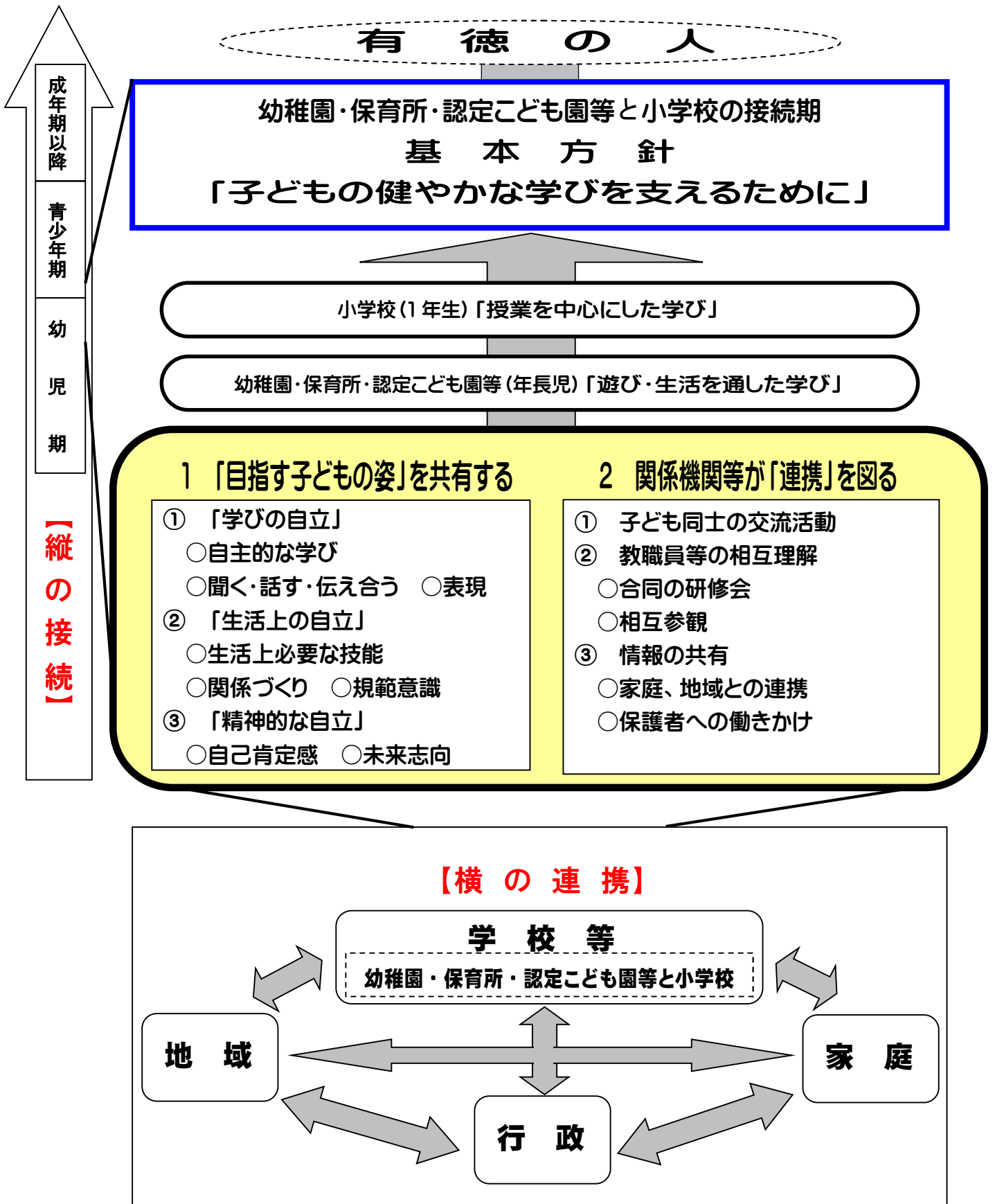
平成28年3月

静岡県教育委員会教育長 木苗 直秀

目次

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針（全体像）	1
第1章 基本方針の策定について	2
1 概要	3
2 静岡県における幼児期の教育と小学校教育の接続期における現状	4
(1) 「幼児教育に係る実態調査」等から分かる現状	
(2) 「就学前における教育・保育の場」の多様化の現状	
3 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較及び連携の意義	6
(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較	
(2) 接続期における段差等と連携の意義	
4 接続期の連携に関する方針	9
(1) 「目指す子どもの姿」の共有	
(2) 関係機関等の連携	
第2章 事例等	13
1 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の交流活動	15
－島田市を例に－	
2 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が合同で行う研修会	18
－三島市を例に－	
3 保育・授業の相互参観	21
－磐田市を例に－	
4 特別な配慮を必要とする子ども等のスムーズな就学に向けて	24
－袋井市を例に－	
5 幼児の自立を促すための保護者への働き掛け	28
－参考モデル（幼稚園を例に）－	

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針（全体像）



※ 本方針では、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の「接続期」を年長児10月頃から小学校1年生夏休み前頃までとする。

第1章

基本方針の 策定について

1 概要

(1) 目的

幼児期において、子どもは、幼稚園・保育所・認定こども園等、様々な施設で教育・保育を受けていますが、「小学校へ入学する」ということについては共通です。

そこで、本県では、幼児期から青少年期（小学校）にかけての子どもの学びが、スムーズにつながっていくように、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」を策定しました。

(2) 基本方針

本方針では、幼稚園・保育所・認定こども園等で展開する「遊び・生活を通した学び」と、小学校での「授業を中心にした学び」を円滑に接続し、子どもの健やかな学びを支えることの重要性を示しました。

その実現を目指し、県として、以下の2点を推進していきます。

- ・「目指す子どもの姿」の共有
- ・関係機関等の連携

(3) 位置づけ

ア 本方針は、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に特化した方針です。

イ 本方針で示す「目指す子どもの姿」の育成を図ることは、本県が教育の基本目標としている「有徳の人」の育成につながっていくという考え方をしています。

ウ 本方針は、幼児期から青少年期（小学校）にかけた「接続期」に関わる、①幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員等、②行政などの関係機関等にとって参考になる内容を示しました。

2 静岡県における幼児期の教育と小学校教育の接続期における現状

(1) 「幼児教育実態調査」等から分かる現状

文部科学省は、「子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要である」として、幼児教育に係る実態を把握するため、「幼児教育実態調査」を幼稚園に対して実施しています（資料1）。本県では、その調査を参考にし、平成27年11月に保育所・認定こども園・小学校を対象に、それぞれの連携状況について、同様のアンケートを実施しました（資料2・資料3）。

この結果によると、園児と児童、いわゆる子ども同士の交流活動について、幼稚園では84.6%、保育所（認定こども園を含む）では73.0%、小学校では90.3%が実施したと答えています。しかしながら、教職員等の交流活動となると実施率は下がり、接続を見通した教育課程の編成・実施の割合は更に低くなっていることが分かります。

【資料1】「幼稚園と小学校との連携の状況」

（調査対象：幼稚園）

質問項目	回答（した。）の割合
平成25年度において、幼稚園の園児と小学校の児童との間で交流活動をしましたか。	84.6%
平成25年度において、幼稚園の教員と小学校の教員との間で交流活動をしましたか。	77.9%
平成26年度の教育課程の編成に当たり、小学校と意見交換するなどの連携をしましたか。	59.5%

平成26年度「幼児教育実態調査」の結果に基づき作成

【資料2】「保育所・認定こども園と小学校との連携の状況」

（調査対象：保育所・認定こども園）

質問項目	回答（した。）の割合
平成26年度において、保育所の園児と小学校の児童との間で交流活動をしましたか。	73.0%
平成26年度において、保育所の保育士と小学校の教員との間で交流活動をしましたか。	65.2%
平成27年度の教育課程の編成に当たり、小学校と意見交換するなどの連携をしましたか。	22.8%

平成26年度「幼児教育実態調査」を参考にしたアンケート調査の結果に基づき作成

【資料3】「小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携の状況」

（調査対象：小学校）

質問項目	回答（した。）の割合
平成26年度において、小学校の児童と幼稚園・保育所・認定こども園等の園児との間で交流活動をしましたか。	90.3%
平成26年度において、小学校の教員と幼稚園の教員・保育所の保育士・認定こども園の保育教諭との間で交流活動をしましたか。	81.6%
平成27年度の教育課程の編成に当たり、幼稚園・保育所・認定こども園等と意見交換するなどの連携をしましたか。	59.4%

平成26年度「幼児教育実態調査」を参考にしたアンケート調査の結果に基づき作成

これらのことから、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校においては、今後、子ども同士の交流活動を継続する一方で、教職員等が相互に理解を深められるような交流活動を実施したり、教育課程・保育課程編成に関する意見交換を行ったりしていくことが必要であると言えます。

(2) 「就学前における教育・保育の場」の多様化の現状

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、就労環境の多様化や共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが拡大しています。

このような中、すべての子どもと子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格実施されました。

新制度では、これまで小学校就学前の施設として多く利用されてきた幼稚園と保育所に加えて、認定こども園の普及を図るとともに、新たに、少人数の子どもを保育する地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を創設し、身近な保育の場を確保していきます。

さらに、ベビーホテル、院内保育施設、事業所内保育施設、一般認可外保育施設など、認可・届出のない保育施設も含めると、就学前における教育・保育の場は実に多様化しています。

特に、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設である認定こども園については、資料4に示すように、平成26年度1,360園（静岡県：23園）から平成27年度2,836園（静岡県：120園）へと増加しました。

なお、新制度では、すべての子育て家庭のために、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」など、地域の様々な子育て支援も充実していきます。

【資料4】 認定こども園数の変化（園数）

	平成26年度	平成27年度
全 国	1,360	2,836
静岡県	23	120

平成27年度幼稚園担当指導主事・担当者会議説明資料

3 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較及び連携の意義

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較

「2 静岡県における幼児期の教育と小学校教育の接続期における現状」から、教職員等の相互理解を促進する交流活動を行う必要があること、就学前における教育・保育の場が多様化していることが明らかになりました。

また、このような現状にある幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の間には、類似点もありますが、様々な相違点が見られます（資料5）。

【資料5】幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の比較

項目		幼稚園・保育所・認定こども園等	小学校
子どもの育ちや学びに関する事	領域と教科	・健康・人間関係・環境・言葉・表現	・各教科・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間 ・特別活動
	学び方	・「生活や遊びを通して総合的に」達成されていくものであり「生活全体」が学びの場として捉えられている。	・基本的には各教科等の「授業」が学習活動の骨格となっている。授業時数は各教科・各学年で定められている。
	生活の流れ	・生活をする上での時間の区切りはあるものの、ゆるやかである。	・時間は細かく、はっきり区切られている。授業は45分が基準で、間に10分又は20分等の休み時間が入る。
	空間	・保育室、廊下、園庭、ホールなど、様々な場所で過ごす。また、机や椅子などの物は固定されずに置かれ、遊びの展開や生活の流れによって、空間の雰囲気は変わる。	・基本的には、自分のクラスの教室が学習活動の空間であり、同じ授業を受ける子どもは同じ教室空間で過ごす。 ・個人が使う机と椅子がある。学習内容に合わせて、ペア・グループ・学級全体で活動を行うなど形態に柔軟性がある。
指導・評価に関する事	指導計画	・年間計画・月案・週案・日案を作成する。 ・発達の時期にふさわしい生活が展開されるよう、「幼稚園・保育所・認定こども園等の生活の流れ」や子どもの「意識や興味の連続性」を重視して作成する。	・年間計画、月・週・1日の学習予定を作成する。 ・軽重をつけながら、各教科等の単元構想や1授業時間の学習指導案を作成する。
	環境構成	・「環境を通じた教育・保育」を重視している幼児教育では、子どもを取り巻き、影響を与えるすべてを環境と捉える（教職員等や友達などの人的環境・園舎や遊具などの物的環境・天候や地域の行事などの自然や社会の事象）。 ・総合的に学べるように環境構成を工夫する。	・児童に影響を与えるすべてを環境と捉える（教職員や友達などの人的環境・机の向きや配置、特別教室の活用、情報機器の活用、教室掲示など）。 ・系統的に学んでいけるよう学習環境を工夫する。
	評価	・幼児の成長、発達状況の理解及び自らの保育実践を振り返り、指導計画の改善を図ることを主な目的として行う。 ・保育中（遊びの区切り等）、日ごと、週ごと、学期末等に成長の様子を記録として残す（文章表記等）。 ・指導要録・保育要録を作成する。	・児童の成長、発達状況の理解及び自らの指導を振り返り、指導計画の改善を図ることを主な目的として行う。 ・教科や単元の目標に照らし合わせた評価規準に基づき、授業中に評価したり、単元ごとにテストを行ったりする。 ・学期ごとに通知表を発行する（任意）。 ・指導要録を作成する。

主な相違点としては、幼稚園・保育所・認定こども園等では、「遊び」を中心とした生活の中で、生活全体が学びの場として捉えられている（遊び・生活を通じた学び）のに対して、小学校では、学校生活全般を学びの場としながらも、各教科等の授業が学習活動の骨格（授業を中心にした学び）となっているという「学び方の違い」が挙

げられます。

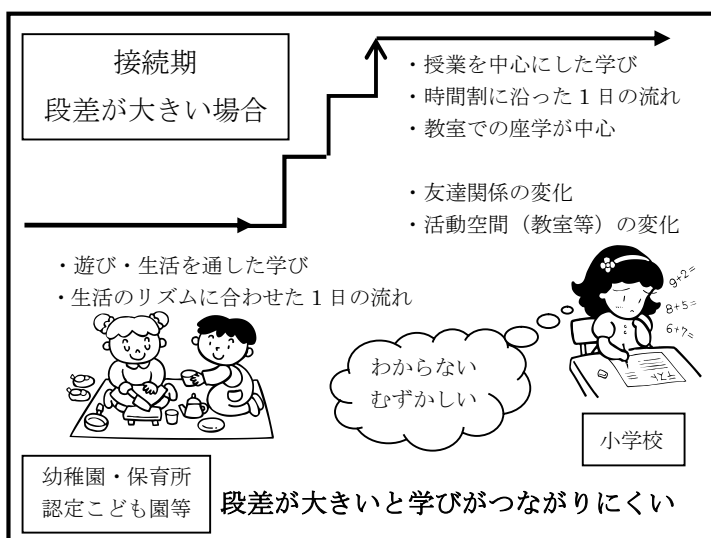
この学び方の違いをスムーズに接続することが、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が連携を図る上で重要になります。

(2) 接続期における段差等と連携の意義

ア 接続期における段差

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期には、「段差」と呼ばれるものがあります。(資料6)。「遊び・生活を通した学び」と「授業を中心にした学び」という学び方の違いもその一つですが、これに加え、時間の区切り方の違い、活動空間(教室等)の大きさや使い方の違い、友達関係の変化等も、子どもが感じる段差です。

【資料6】大きな段差



イ 段差を滑らかにする、段差を乗り越える力を育む

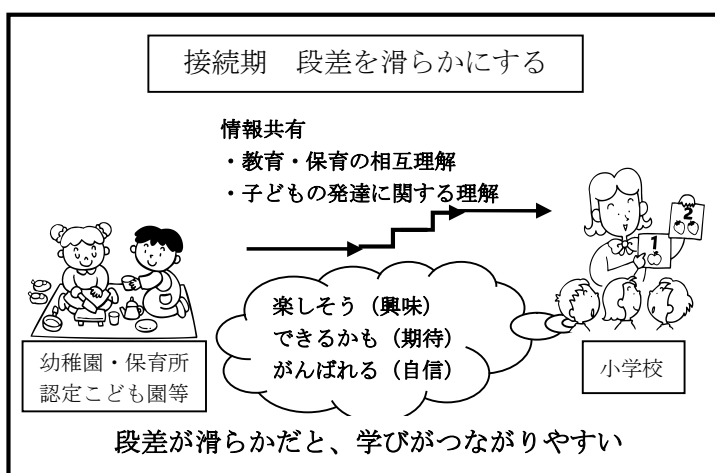
これらの「段差」を、子どもが自らの力で乗り越え、自身の成長の糧にしてほしいと考えますが、発達の様子、経験の違い等により、対応しきれない子どももいます。

そこで、子どもが、段差を乗り越えるために、段差を滑らかにすることが求められます(資料7)。そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員等が、十分に情報共有することが必要です。

情報を共有することで、幼稚園・保育所・認定こども園等では、小学校入学後の子どもの姿をイメージして教育・保育をすることができます。一方、小学校の教職員は、不安を抱えて入学する子どもへの言葉かけを工夫したり、休み時間の過ごし方を見たりすることができます。そして、幼稚園・保育所・認定こども園等での学びが、小学校での学びにつながっていることを意識して授業内容を工夫することもできます。

また、子どもに段差を乗り越える力を育むことも大切です。幼稚園・保育所・認定こども園等では、子どもの心情・意欲・態度を育て、子どもに自信を持たせることに重きを置いて、総合的に教育・保育をしています。例えば、跳び箱や竹馬などに挑戦させるのも、努力する過程や、できた体験を通して、自己肯定感を育むこと

【資料7】滑らかな段差



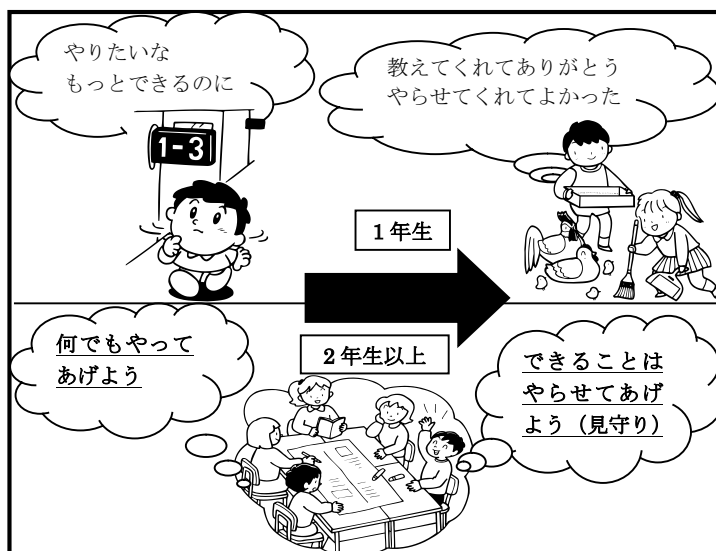
をねらいとしています。子どもは、「楽しそう」という興味、「できるかも」という期待、「がんばれる」という自信等を持つことで、段差を乗り越える力を身に付けていくのです。このような、幼児期の教育・保育の成果が、小学校教育へ引き継がれていくようにしたいものです。

ウ 上級生との思いのすれ違いによる「戸惑い」

【資料8】思いの分かり合い

小学校に入学した1年生は、段差に加えて、戸惑いを感じることもあります。

それは、「学校に行ったら〇〇をしたい。」と期待や喜びをもって入学する1年生と、「1年生のためにできることをすべてやってあげよう。」とする上級生との間で生じる思いのすれ違いによるものです。特に小学校では最大6歳もの差がある異年齢集団が



共同生活を営むことから、こうした思いのすれ違いが生じやすいとされています。上級生は、1年生を可愛がり、安心感や心の安定を存分に味わわせる一方で、できることは自分でやり、集団生活の規律を学ぶように徐々に促していくことが大切です(資料8)。

エ 連携の意義

近年、発達障害をはじめ、特別な支援を必要とする子どもが増加していることが指摘されています。一人一人の子どもが最適な教育環境で学ぶことができるよう、教職員等が、「子どもの健やかな学びを支えよう」という意識を共有しながら教育・保育をする必要があります。以下に、接続期に連携を図る意義をまとめました。

【連携を図る意義】

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を図ることによって、

- ・教職員等の中で目指す子どもの姿を共有することができます。
- ・子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を行うことができます。
- ・子どもの情報の共有と確かな引き継ぎがなされ、適切な就学指導をすることができます。
- ・家庭・地域・行政・関係機関と連携した支援体制を継続することができます。

これらを通して、段差を滑らかにし、「遊び・生活を通した学び」と「授業を中心にした学び」をスムーズに接続することができます。

連携を図ることは、子どもの健やかな学びを支えることになるのです。

4 接続期の連携に関する方針

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携を図ることは、「遊び・生活を通した学び」と「授業を中心にした学び」をスムーズに接続することであり、子どもの健やかな学びを支えることです。

本県では、子どもの健やかな学びを支えるために、「**幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿の共有**」と「**関係機関等の連携**」を推進していきます。

(1) 「目指す子どもの姿」の共有

ア 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(文部科学省平成22年11月、以下「報告書」という。)で示された「幼児期の終わりまでに育てほしい幼児の具体的な姿(参考例)」を基に、平成27年7月及び11月に県内の幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校を対象にアンケート調査を実施し、その結果から、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す具体的な子どもの姿を資料9のようにしました。

なお、「接続期に目指す」というように期間に幅を持たせたのは、子どもには生まれ月の差や発達による個人差があり、一様に、「就学までにこの姿」というようには、なりにくいのではないかという考えに基づきます。本県では、この接続期に目指す子どもの姿を共有し、その育成に努めます。

イ 「3つの自立」について

報告書では、「幼児期(特に幼児期の終わり)における学びの基礎力の育成において重要であるのは、個人として、また社会の構成員として自立への基礎を養うことである(一部省略)。」と示されています。また、自立の基礎を、「学びの自立」、「生活上の自立」、「精神的な自立」という「3つの自立」としています。

< 3つの自立 >

① 学びの自立

自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話などをよく聞いて、それを参考にして自分の考えを深め、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現すること。

② 生活上の自立

生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわり、自らよりよい生活を創り出していくこと。

③ 精神的な自立

自分のよさや可能性に気付き、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方に夢や希望をもち、前向きに生活していくこと。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)

「3つの自立」を具体化することで、以下のようなキーワードをあげることができます。

- ・「学びの自立」 → 「自主的な学び」 「聞く・話す・伝え合う」 「表現」
- ・「生活上の自立」 → 「生活上必要な技能」 「関係づくり」 「規範意識」
- ・「精神的な自立」 → 「自己肯定感」 「未来志向」

ウ 「有徳の人」との関わり

これらの3つの自立のキーワードは、「自主的な学び」は、本県が目指す「有徳の人」の育成における「自らの資質・能力の伸長」という部分に関連付き、「関係づくり」は、「人との関わり合いを大切にする」、「規範意識」は、「よりよい社会づくりに参画」という部分に関連付きます。つまり、「3つの自立」を意識し、教育・保育をすることは、「有徳の人」の育成につながります。

【資料9】幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿

3つの自立のキーワード		接続期に目指す具体的な子どもの姿
学びの自立	自主的な学び	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の素材を遊びに取り入れたり、自然の大きさや不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。 ・身近な物や用具の特性を生かしたり、工夫したりして使う。 ・いろいろな物に触れたり、動きや様子を確かめたりしながら、性質や仕組みについて気付く。 ・様々な活動に目標をもって挑戦したり、主体的に取り組んだりする。 ・生活や遊びを通して文字や数・図形に関心をもち、使おうとする。
	聞く・話す・伝え合う	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本や物語等に親しみ、興味をもって聞いたり想像したりして楽しむ。 ・話の内容を注意して聞いたり、自分の思いを相手に分かるように話したりして身近な人と心を通わせる。
	表現	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の面白さを感じたり、言葉による表現を楽しんだりする。 ・心を動かす出来事に触れ、感じたことや考えたことを、描いたり、作ったり、音や動きで演じたりする。 ・様々な表現の面白さに気づき、イメージしたことを友達と一緒に表現することを楽しむ。
生活上の自立	生活上必要な技能	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱・食事・排泄などの生活に必要な活動は、大事であるということに気づき、自分でする。 ・自分でできないことに直面した時には、教職員等や友達の助けを求めて、自分でできることを増やす。 ・生活の流れを予測し、自分でしなければならないことを見通しをもって行う。 ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する関心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にする気持ちをもつ。

3つの自立のキーワード		接続期に目指す具体的な子どもの姿
生活上の自立	関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の世話を通して、愛着を感じ、いたわったり大切にしたりする。 ・ 家族を大切にしたり、身近な人々に親しみをもって接したりする。 ・ 友達の良さが分かり、一緒に遊んだり、楽しく活動したりする。 ・ 友達と積極的に関わり、思いや考えなどを感じながら行動する。 ・ クラスみんなで共通の目的に向かい話し合ったり、役割を分担したりして取り組む。
	規範意識	<ul style="list-style-type: none"> ・ してよいことと悪いことの区別などを考えて行動する。 ・ 心地よく過ごしたり、遊びを楽しくしたりするためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。 ・ 相手の気持ちを大切に受け止め、状況に応じて、主張したり、我慢したり、折り合いをつけたりしながら、自分の気持ちを調整する。 ・ 周りの人の気持ちを理解し、思いやりの気持ちをもつ。
精神的な自立	自己肯定感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の力で最後まで取り組み、満足感や達成感をもつ。 ・ 関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる。
	未来志向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分もやってみたいと思うことを見つけて取り組んだり、大人の活躍する姿や見本となる行動に憧れを抱き、真似したりする。 ・ 目的の実現に向けて、意欲をもち、力を発揮してやってみようとする。 ・ 困難なことにつまずいても、気持ちを切り替えて乗り越えようとする。

県内、幼稚園・保育所・認定こども園等・小学校に実施したアンケートの結果を参考に作成

(2) 関係機関等の連携

「幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿」を実現するために、以下に示す、「子ども同士の交流活動」、「教職員等の相互理解」、「情報の共有」の推進を図ります。

ア 子ども同士の交流活動

【県と学校等】

・ 子ども同士の交流活動に関する情報収集をし、子どもの学ぶ姿を、広報紙やホームページ等を使って紹介します。また、先進的な取組についての調査研究を実施します。

【市町と学校等】

・ 交流活動についての情報交換の場を設定し、教職員等に、交流活動の意義や交流活動を通じた子どもの学びについての理解を促しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校】

・ すでに行っている交流活動の意義や年間指導計画を見直し、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校のどちらにも意味のある活動を行いましょう。

イ 教職員等の相互理解

【県と市町】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員等による合同の研修会を実施します。研修では、大学教授等による講義、県内先進市町代表者による事例紹介や参加者同士による情報交換等を行います。

【市町と学校等】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員等が、相互理解を図るための合同の研修会を開催しましょう。管轄外の施設（認可外保育所等）へも参加を働き掛けましょう。
- ・相互参観を推進し、地域の園・所・校が一体となった取組を支援しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校】

- ・教職員等の交流の場を持ち、具体的な連携の在り方や教育・保育の方法を協議するなど、相互理解と教職員等の資質向上に努めましょう。

ウ 情報の共有

【県と市町】【県と学校等】

- ・市町担当者の情報交換の場を設けるなど、各市町における幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との接続の在り方について、詳細な実態の把握に努めます。
- ・把握した実態に基づき、特に就学指導の観点から、幼児期の教育・保育と小学校の教育の円滑な接続のため、各市町の連携・接続体制の構築を推進します。
- ・特別支援教育に対する理解を深め、幼児の実態や指導の方法について専門性を磨く研修等を実施します。
- ・就学前教育に関する取組事例や、書籍・DVDについてホームページ等で紹介します。

【市町と学校等】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等や関係機関が持っている子どもの情報が、小学校へスムーズに引き継がれる仕組みを作りましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園等・小学校】

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等では、要点を整理し指導要録・保育要録等や引き継ぎ文書を作成しましょう。
- ・小学校では、幼稚園・保育所・認定こども園等が作成した指導要録・保育要録及び子どもに関する引き継ぎ文書を活用し、指導に生かしましょう。

【学校等と家庭・地域】

- ・就学前の子どもの学びが、スムーズに小学校の学びに移行していけるよう、家庭・地域に協力を働き掛けていきましょう。

第 2 章

事例等

目指す子どもの姿の実現に向けた連携

第2章では、静岡県内の幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校、市町（行政）の取組等を紹介します。

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校、そして、市町（行政）がどのようにつながり、どのような成果をあげているのか理解することができます。

各事例は、次のように構成されています。

- 取組の意義
- 取組に至るまでの経過及び実施方法
- 成果と課題
- 事例を通して

連携を重ねることで、幼稚園・保育所・認定こども園等の学びが、小学校での学びにつながっていきます。

今後、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校、各市町（行政）の研修会などで、これらの事例等を参考に、それぞれの実態に応じた取組を行ってください。

紹介する事例等

- 1 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の交流活動
— 島田市を例に —
- 2 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が合同で行う研修会
— 三島市を例に —
- 3 保育・授業の相互参観
— 磐田市を例に —
- 4 特別な配慮を必要とする子ども等のスムーズな就学に向けて
— 袋井市を例に —
- 5 幼児の自立を促すための保護者への働き掛け
— 参考モデル（幼稚園を例に） —

1 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の交流活動 ―島田市を例に―

島田市立六合小学校では、学区にある私立幼稚園や私立保育所と交流活動を行っています。いずれの園も小学校から程近い距離に位置するため、園児が散歩の途中で小学校に寄ってトイレを借りたり、運動場で遊ばせてもらったりして、自然な関わりが生まれています。また、生活科や総合的な学習の時間、就学時健康診断や入学説明会等の機会を捉えて、園児と児童の意図的な交流活動も行われています。こうした異年齢集団における交流は、子どもの心の育ちを豊かにするものとして、多くの学校で行われています。

しかし、毎年当たり前のように行われている交流活動だけに、立ち上げた当初の理念が色あせてくることも考えられます。常に子どもの実態に合わせてねらいを問い直す教職員等の姿勢が大切です。幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が互いに思いや願いを伝え、双方にとってメリットのある交流活動へ再構成していく必要があります。

(1) 1年生が園を訪問して行う交流活動 ～生活科『学校は楽しいよ』～

六合小学校の1年生の児童は、学区の私立幼稚園を訪ね、年長児に小学校の楽しさを伝える会を計画しました。これは、年長児にとって、1年生のお兄さん、お姉さんを身近に感じ、小学校入学を楽しみに思う期待感につながっていきます。また、1年生にとっては、年長児に対する優しい気持ちを言動に表す中で、「もうすぐ2年生になるんだ。」という自覚が生まれてきます。

担任のA教諭は、「小学校のドキドキワクワクする楽しさを、自分の言葉で伝えよう」という目標を設定し、1年生一人一人に、その子ならではの思いを込めた一言を添えて発表できるように支援してきました。B児は、お気に入りの本の読み聞かせをしました。暗唱するほどに読み慣れていて、読んでいる本人が一番楽しそうな表情をしていました。「字が読めるようになるいろいろな本が読めて楽しいよ。図書館には本がたくさんあるから来てね。」と、一番伝えたかったことがきちんと言えました。年長児はその言葉をしっかり聞いていました。幼稚園の教職員も、園を巣立った1年生の成長ぶりに目を細め、終始笑顔で拍手を送りました。年長児と園の教職員が温かく見守る雰囲気があったからこそ、B児のよさが引き出されたということが出来ます。

会の終わりに、仲間作りゲームを一緒にやりました。同じグループの仲間で自己紹介をし、名前と顔を覚えました。次は、園児を小学校へ招待することを約束しました。このように、1回の交流に終わらず、2回、3回と園と小学校の子どもや教職員が行き来をすることによって、新しい環境の「人・もの・こと」の接続が円滑になっていきます。



(2) 年長児が小学校を訪問して行う交流活動 ～ようこそ小学校へ～

2回目の交流活動は、学区にある3つの園・所の年長児を小学校に招待して行われました。年長児と1年生で総勢177人という大きな集団になりました。年長児にとっては、他の園・所の年長児と交流するのも初めての機会です。最初に、体育館で1年生のオペレッタを見ました。歌やダンス、楽しい台詞や動作、工夫を凝らした衣装や小道具に、年長児も身を乗り出して見ていました。1年生もこの日はたくさんのお客さんがいるとばかりに、張り切って演じることができました。

年長児は1年生の教室に入り、お兄さん、お姉さんの席に座らせてもらいました。塗り絵、折り紙、お絵かき、読み聞かせ等、1対1のペアの活動がスタートしました。鉛筆やサインペン、自由画帳も1年生が親切に貸してくれます。鉛筆を手に、点線をなぞるお絵かきプリントに人気がありました。そのうち4、5人のグループができ、床に座ってすごろくをしたり、手作りおもちゃに興味を持ち、夢中になって遊んだりする姿が見られるようになり、遊びがダイナミックになっていきました。

年長さんに折り紙を教えてあげたよ。「ありがとう」と言われて、うれしくなったよ。(1年生)



1年生になるのが楽しみだよ。おもちゃ作りのコツを教えてもらったよ。(年長児)

(3) 就学時健康診断における交流活動 ～年長児と5年生のペア学年交流～

六合小学校では、毎年11月に就学時健康診断が行われていますが、健康診断という主たる目的の他に、年長児と小学5年生とが交流するという目的を持たせています。小学校の授業時数の中で、新規に交流活動を立ち上げることは難しいものです。そこで、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を「人との関わり」という視点から見つめ直し、教科横断的な視点から時間を生み出すことが可能となります。まず、小学校が中心となり、幼稚園・保育所・認定こども園等へと声を掛けることから始めます。なお、次年度の1年生と6年生のペアを決定した上で、交流をスタートさせている学校もあります。入学説明会の折に交流を行う学校も見られます。

<年長児の交流のねらい>

○小学5年生との関わりを通して、上級生に親しみを持ったり、小学校の校舎や教職員に興味を持ったりし、入学を楽しみにする思いを持つ。

<小学5年生の交流のねらい>

○年長児の世話をすることを通して、自分の役割を果たし、下級生に対する思いやりと最上級生になる心構えを持つ。



トイレの時、お兄さんがずっと待っていてくれたよ。(年長児)



絵本を読んでいると、近くに寄ってきて、温かい体温を感じました。かわいいです。(5年生)

(4) 成果と課題

ア 成果

交流活動を通して、年長児は、小学校の「人・もの・こと」に触れる機会を得て、学校への不安を期待へ変えていくことができます。また、小学校の児童は、年長児に対する思いやりを言動に表し、自分の成長に気付く機会となります。

イ 課題

担当教師が代わると交流活動が縮小されたり廃止されたりするケースが多いことが挙げられます。価値ある体験だからこそ、毎年継続していくための努力が必要です。日頃から、教職員等が互いに園・所や学校に足を運び、顔を会わせて、お互いの思いや願いを遠慮なく伝え合う関係を作ることが継続の第一歩です。

(5) 島田市の例を通して

子どもは、人との関わりの中で、思いを伝えたり、相手の気持ちを想像して折り合いをつけたりすることを学びます。教育・保育に携わる教職員等は、異年齢集団の交流によって得られた子どもの心の成長を言葉にして共有しましょう。そして、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校双方のメリットを確認し合いながら、交流を継続しましょう。

このような年長児と小学生の交流を進める中で明らかになったことは、幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等と小学校の教職員が交流し、お互いのことを知る大切さです。島田市では、この大切さに鑑み、幼稚園と保育所、発達支援センターの間で人事交流を行い、それぞれのよさを発信し、共有し合う交流をスタートさせました。また、経験2年目の小中学校の教職員を対象に、一日保育体験をする機会が保障され、確かな子ども理解へとつながっています。

2 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が合同で行う研修会 ―三島市を例に―

三島市における「幼保小中連携教育」の広がり

三島市では、連続性のある教育・保育の推進、入学時における子どものストレス軽減、幼保小中の相互理解及び指導法の工夫改善を図るために、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校を13のブロックに分けて、幼保小中連携教育を実施しています。資料10は、三島市の幼稚園・保育所・小学校・中学校における連携教育の経過を示したもので、平成17年度以降、幼稚園・保育所と小学校、さらには中学校も含めた連携を推進しています。

【資料10】 三島市幼保小中連携教育の経過

年度	経 過				
	幼稚園 (園)	保育所 (所)	小学校 (校)	中学校 (校)	ブロック
H17	3		3	3	3
H18	7		7	4	9
H19	14		8	4	10
H20	16	8	13	6	12
H21	20全	8	14全	7全	13
H22	20全	8	14全	7全	13

「全」・・・三島市内すべての幼稚園及び小中学校が参加していることを示す。

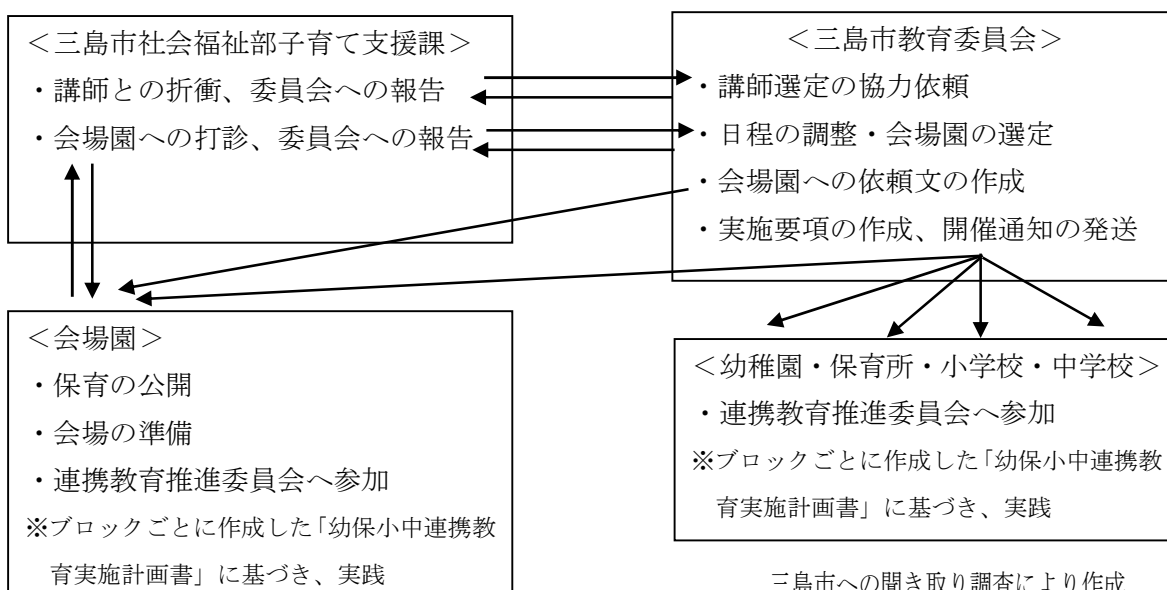
1ブロックの中に複数園・所、複数校が入っているブロックがある。

三島市提供資料を参考に作成

(1) 幼稚園・保育所・小学校・中学校の「幼保小中連携教育推進委員会」の計画と具体的な取組

三島市では、年度ごと内容を工夫し、「幼保小中連携教育推進委員会」（以下「連携教育推進委員会」という。）を実施しています。ここでは、平成26年11月に行われた連携教育推進委員会を取り上げて紹介します。

【資料11】 連携教育推進委員会を実施するための役割



三島市への聞き取り調査により作成

資料 11 は、連携教育推進委員会を実現するために、行政等が行ったことを示しています。三島市では、市教育委員会と子育て支援課（平成 27 年度より子ども保育課）が協力しながら、日程の調整・会場園の選定をしたり、講演講師を決めたりしました。また、幼稚園・保育所・小学校・中学校への開催通知は、市教育委員会が出すなど、役割分担を明確にしました。

資料 12 は、連携教育推進委員会の概要です。平成 26 年度は、連携教育推進委員会の会場園を合築型の施設（1つの建物の中に幼稚園と保育所がある）とし、希望があれば保育参観ができるようにしました。

また、大学教授による講演を聴く時間を設け、その後、ブロックごとに分かれて、本年度の取組の確認と次年度の取組の検討を行いました。

【資料 12】平成 26 年度 連携教育推進委員会の概要

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 対象及び人数 | 各園・所・校から 1 名参加 46 名 |
| | | ○幼稚園の園長又は主任 |
| | | ○公立保育所の園長又は主任 |
| | | ○小学校・中学校の主幹教諭・教務主任 |
| 2 | 会場 | 三島市内 幼稚園・保育所合築型施設 |
| 3 | 内容 | 保育参観 ※希望者 |
| | | 大学教授による講演 |
| | | ブロックごとに本年度の取組の確認及び |
| | | 次年度の取組について |

三島市提供資料を参考に作成

【資料 13】連携教育推進委員会アンケートに書かれた意見



連携教育推進委員会の様子

保育所	（講演について）子どもがおもしろいことをやっていることに気付くことが大事だと思いました。一瞬一瞬を見逃さないようにしていきたいと思いました。
中学校	（講演について）遊び（活動）の中に何が行われているのか、どういう思いでやっているのかという視点をもつことは中学校でも大切なことだと思いました。
幼稚園	（分科会について）幼保小中が互いに理解していくことが第一だと思います。このような機会を大切にしていきたいと思います。
幼稚園	（分科会について）ブロック別に話し合える時間があり、今後の連携の仕方について検討することができました。
小学校	（分科会について）普段なかなか情報交換ができていないので、貴重な機会でした。

資料 13 に示したアンケート結果から、保育所の職員と中学校の教員が共に、活動の中にある子どもの「思い」を読み取ることの重要性に気付いていることが分かります。

また、幼稚園と小学校の教員の記述には、情報交換の場、具体的な連携につなげていくための検討時間の確保はとても大切である、ということが指摘されています。

(2) 成果と課題

ア 成果

- ・三島市全体で連携教育を継続してきたことで、子どもの交流活動が盛んに也、各ブロックで定着した取組が行われています。
- ・幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員等の話合いの場として、連携教育推進委員会は重要であり、子どもについての貴重な情報交換の場にもなっています。

- ・幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員等が、入学説明会のような共通の資料等を基に話し合いをすることで、園・所・校の生活リズム・環境の違いについて理解し合ったり、滑らかな接続を図っていくための工夫について考えたりすることができます。
- ・連携教育推進委員会において、教職員等は、外部の有識者による講演を通じて、広い視野で学ぶことができ、連携に対する理解を深め、連携の大切さを再認識しています。

イ 課題

- ・「円滑な接続」という視点から、子どもの発達特性や園・所・校の指導方法の在り方について理解を深めていく必要があります。
- ・連携教育推進委員会に参加する園長や教頭等だけでなく、園児や児童・生徒の交流活動を実施する担当者（学年主任・学級担任）も連携を深めたり、連携に対する意識をより高めたりしていく必要があります。

(3) 三島市の例を通して

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校が連携していくためには、連携教育推進委員会が大変大きな役割を果たしていることがわかります。このような様々な立場の関係者が一堂に会するためには、行政のリーダーシップは欠かせません。しかし、参加者が受身でいるのでは、せっかくの委員会も実り多きものにはなりません。会に参加した管理職等が自分の園・所・校の教職員等にも働き掛け、連携の輪を広げていくことが大切です。このような取組を継続していくことにより子どもの学びが一層充実していきます。

※ 本例は、平成 26 年度の取組を中心に執筆しました。平成 26 年度、三島市には、認定こども園が無かったことから、「認定こども園」の表記をしていない箇所があります。

3 保育・授業の相互参観 — 磐田市を例に —

幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の連携・接続に関するこれまでの取組

磐田市では、平成 25 年度に、こども課幼稚園保育園支援室（平成 26 年度からは、こども部幼稚園保育園課）で、幼稚園も保育所も管轄するようになりました。それ以前から、公立幼稚園・認可保育所と小学校の教職員等が合同で行う研修会はありましたが、「小学校に入学する子どもは公立幼稚園に通う子どもだけではない。」という考えから、この年、私立の幼稚園・認可保育所も加わって、「保幼小合同研修会」を行うようになりました。

「保幼小合同研修会」には、幼稚園・認可保育所の主任と小学校の 1 学年主任又は担任が参加します。講演を聴いたり、情報交換をしたりするだけでなく、幼稚園・保育所等と小学校の円滑な接続に向けた話合いも行われました。この話合いを基に作成したのが、『保幼小の円滑な接続（平成 26 年 3 月発行）』というリーフレットです。これには、就学前の子どもあるいは小学校 1 年生に身に付けさせたい基本的な生活習慣や人との関わり方などの社会性がまとめられています。



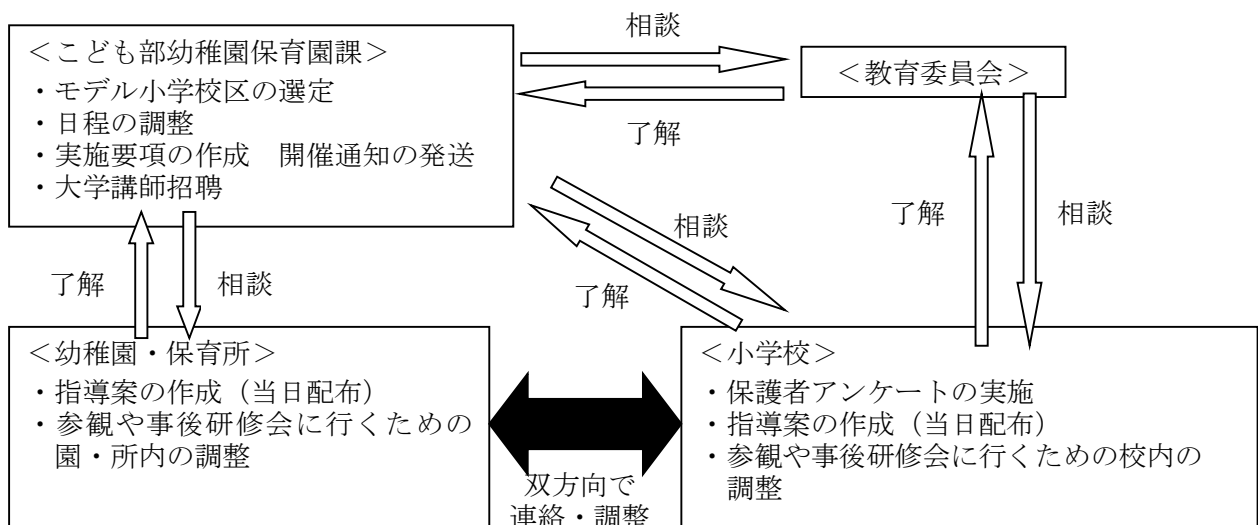
磐田市発行リーフレット

また、話合いを通して、「幼稚園・保育所と小学校の教職員等が、互いの理解を深めるためには、教育・保育の様子を見せ合う機会が必要ではないか。」というような意見も出されました。

(1) 保育・授業の相互参観の実施に向けた取組

磐田市は、平成 26 年度、モデル地区を決め、幼稚園・保育所と小学校の教職員等が保育や授業の様子を相互に参観する研修会を行いました。8 月にはモデル地区内公立保育所（1 所）、10 月には公立幼稚園・小学校（1 園・1 校）が、それぞれ保育・授業を公開しました。

【資料 14】 保育・授業の相互参観を実施するための役割



磐田市への聞き取り調査により作成

資料 14 は、モデル地区における保育・授業の相互参観を実現するために、行政、幼稚園・保育所・小学校が、それぞれどのようなことを事前に行ったのかを示した図です。磐田市では、こども部幼稚園保育園課が市教育委員会の協力を得ながら、モデル小学校区を選定したり、実施日を調整したりしました。また、幼稚園・保育所、小学校では、当日配布用の指導案等を作成したり、参観や事後研修会への参加を可能にするために園内や校内の助勤体制を整えたりしました。さらに、幼稚園・保育所と小学校との間で、双方向で連絡を取り合い、日程の調整や参観の視点等の共有も図りました。このような事前の準備により、相互参観が実現しました。



保育所の様子を参観する
幼稚園及び小学校の教職員



小学校1年生の授業の様子を
参観する幼稚園及び保育所の教職員等

(2) 相互参観後の研修会

相互参観後は、小学校の会議室に集まって研修会を行いました。感じたことや疑問点等を意見交換することで、授業者や保育者の意図がより明確になり、子どもへの支援の仕方や育てていきたい力などを共有することができます。資料 15、資料 16 からは事後研修会の重要性がうかがえます。

なお、この相互参観の成果については、11月の「磐田市保幼小合同研修会」で報告され、市全体として幼稚園・保育所と小学校の連携についての理解を深めました。

【資料 15】 保育所の様子を参観した後の研修会で出された意見（抜粋）

小学校 幼稚園・保育園ではどこまでできていて、小学校ではどこから教えたらよいか迷うことがありましたが、今日参観して、園児は、服をたたんだり、自分で着替えたりすることができるということが分かりました。
 小学校 小学校では、ロッカーや靴箱の場所など一度教えれば教えた気になってしまいます。1年生の子どもの様子によっては、何回か繰り返して指導することも大切だと感じました。
 保育所 保育所で生活をする子どもの様子や子どもに関わる保育士の様子を見ていただいたことは、保育所というものを理解していただく一歩としてたいへん良かったと感じています。

【資料 16】 小学校1年生の授業の様子を参観した後の研修会で出された意見（抜粋）

幼稚園 午前中に行った幼稚園での保育について説明します。子どもの活動に「投げる」遊びを取り入れました。それは、事前に小学校の先生と話す中で「投力の低下」ということが話題になったからです。日頃感じていたことでもあったので、遊びの中に、自然な形で「投げる」という動きを取り入れることができたらいいなと思っていました。
 小学校 幼稚園や保育所を見学して、子どもが積極的に遊ぶためには、環境の設定が大切であると感じました。小学校の授業でも、子どもの思考を助ける環境の設定が重要になると考え、例えば、今日の国語の授業では、黒板に文章に関係する大きな絵を貼ったり、そこに子どもたちが描いた絵を貼ったりしました。



事後研修会の様子

(3) 幼稚園・保育所と小学校の教職員等が協力して行ったチーム・ティーチング

幼稚園・保育所と小学校の教職員等は、相互参観をしていく中で、新しい取組はできないものかと考え、12月に、小学校1年生の算数の授業をチーム・ティーチング（2人以上の教師で行う協力授業）の形で行うことにしました。幼稚園と保育所の5歳児担当教職員等が授業に関わったのです。

【資料17】授業に関わった幼稚園教諭の感想

子どもは、目標がはっきりすると意欲的に取り組む。頑張った過程を具体的に認められるとうれしくなり、もっとやりたくなる。幼児期の教育と小学校の教育で大切にしていることは、変わりはないなと思いました。授業体験をしたことで、幼稚園での学びが、小学校でこんな風に生きているんだと確認・実感することもできました。

資料17は、授業に関わった幼稚園教諭の感想です。これから分かることは、この教諭が、「幼児期の教育で大切にされていることが、小学校教育でも大切にされている」ということに気付いたということです。ねらいを明確にして子どもの指導に当たる、子どもの頑張りを認め・励ますということを、幼稚園・保育所等でも、そして小学校でも大切にしていかなければいけません。

(4) 成果と課題

ア 成果

- ・保育・授業を相互に参観することで、教職員等の接続期の教育・保育の改善を図ろうとする意欲が高まります。特に幼稚園・保育所では、遊びの中で学ぶことの重要性を意識するようになります。また、幼稚園・保育所で遊ぶ子どもの姿や環境構成の工夫を小学校教職員が理解し、授業の中に生かすことが、授業の改善につながります。
- ・幼児期の教育・保育でも小学校教育でも、子ども一人一人に自信を持たせることが、その子の伸びにつながるということを、幼稚園・保育所・小学校の教職員等の間で共有することができます。

イ 課題

- ・今後、「相互参観」の取組を継続するとともに、市全体に広げていくことが課題です。
- ・教職員等が、積極的に相互参観や参観後の研修会に参加するためには、園・所・校での助勤体制が必要となります。人的な加配も課題です。

(5) 磐田市の例を通して

相互参観をする際、「見ることが互いのことを知る第一歩」と考えるようにしたいものです。しかし、ただ見るだけでは、何をどう見てよいのか分からないこともあります。そこで、大切になるのは、「事後研修」です。「見る」ことで感じること、「見る」ことで出てくる疑問があると思います。参観をした後、保育者・授業者と参加者とで、保育・授業の意図や、参観して感じたことや疑問を話し合うことで、相互参観の価値は高まります。参観だけに終わらず、事後研修会の機会を持つようにしましょう。

※ 本例は、平成26年度の取組を中心に執筆しました。平成26年度、磐田市には、認定こども園が無かったことから、「認定こども園」の表記をしていない箇所があります。

4 特別な配慮を必要とする子ども等のスムーズな就学に向けて — 袋井市を例に —

(1) 子ども支援室の「子ども支援トータルサポート事業」

袋井市では、特別な配慮を必要とする子どもが、幼稚園・保育所で必要な支援を得ながら、徐々に適応力を高め、安心できる園生活を推進しています。平成 19 年度から臨床発達心理士が、園の要請に応じて巡回相談訪問や事例検討会を始めました。さらに、平成 25 年度からは袋井市教育委員会すこやか子ども課に子ども支援室 (H23~24 の名称「子ども支援チーム」) を開設し、連携支援体制のもと、0 歳から 18 歳までの子どもを対象とした「子ども支援トータルサポート事業」を行っています。

ア 子ども支援室の「子ども支援トータルサポート事業」とは

一人一人の子どもを大切にしたい心ゆたかな人づくりを目指し、総合的、系統的かつ一貫性を持って、教育、保健、福祉等関係機関と連携する中で、切れ目なく行う相談・支援体制のことをいう。

袋井市提供資料

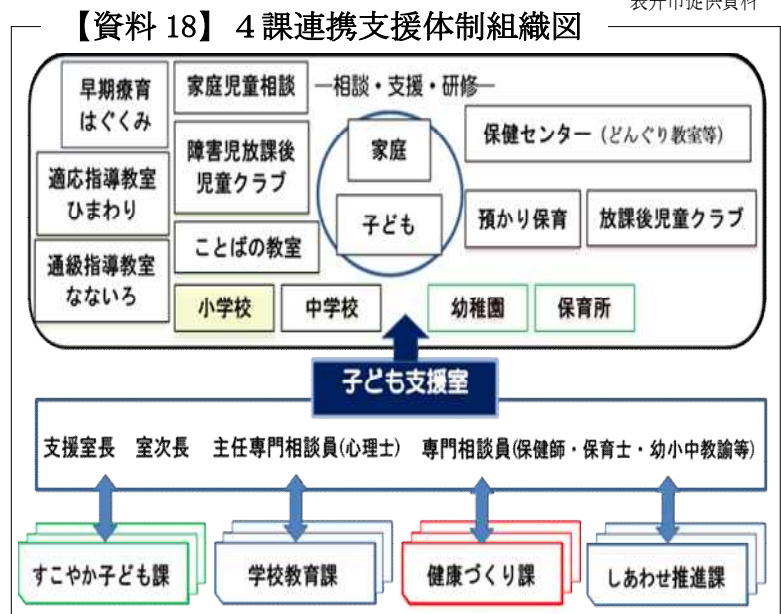
このサポート事業は、
資料 18 のように、
【教育】すこやか子ども課
学校教育課

【保健】健康づくり課

【福祉】しあわせ推進課

の 4 課が子ども支援室を拠点として連携し、トータルサポートの各事業を展開しています。

以下に、事業内容の概要と取組事例の一部を紹介します。



イ 子ども支援室「ぬっく」の事業内容

子ども支援室は資料 19 のように、「相談・支援」、「子ども支援プログラム」、「研修」の 3 つの大きな事業に取り組んでいます。保健センター担当の 0 歳から就園までの期間、保育所・幼稚園在籍期間、小学校・中学校在籍期間、18 歳以降の自立につながる個別支援の全ての期間で、子ども支援室のスタッフが情報を共有し、継続的かつ系統的に保護者・関係職員への相談・支援を行っています。子どもの正しい実態理解と現場の教職員等の確かな支援のために、計画・要請による園・所・校訪問において実態観察・相談や園・所・校単位の研修会を行い必要な支援ができるようにしています。

併せて、この期間に生活・発達育成に関わる全ての教職員等・保護者・関係者を対象に、「子どもの理解」を目的とした様々な研修会を開催しています。

【資料19】子ども支援室事業内容 袋井市提供資料



ウ 「子ども支援プログラム」の就学に向けた取組

「幼少期から会話・絵本・ことば遊び等の楽しい経験を重ね、心を育む環境があることで、ことばの育ちも豊かになる。」という考えに基づき、愛情体験と心を育む遊び体験を園・所・家庭にも浸透させています。この体験を就学後の「ことばや文字を知る楽しみ」、「文字への関心」、「人とかかわる力」の育成につなげるよう事例1の実践に取り組んでいます。(資料20)

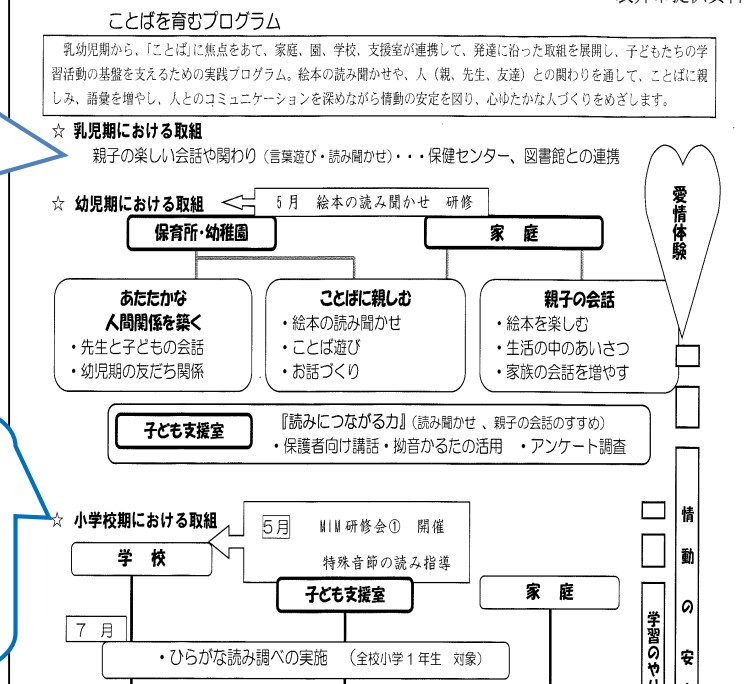
【資料20】ことばを育むプログラム 袋井市提供資料

事例1:「ことばを育むプログラム」

幼児期はことばに親しみ、ことばと遊ぶ時期。会話をいっぱい楽しみ、温かな人間関係をつくる時期でもある。絵本の読み聞かせ、ことば遊び、お話づくりなどによって、1年生で学ぶひらがなの『読みにつながる力』を育てる。

「ことばを知る楽しみ」の接続

小学校1年生7月に「ひらがな読み調べ（袋井市版）」を実施。難しい特殊音節の習得のためにMIM（ミム）の指導を行い、動作化と視覚化で学習の基盤となる『読む力』をつける。「ことば遊び」、「拗音かるた」、「読み聞かせ」で語彙を増やす。



事例2：小学校とのつなぎ役となる「支援連携シート」の活用

特別に配慮を必要とすると園・所が判断した子どもについては、就学先へ幼稚園指導要録抄本・保育所保育要録写し等の送付や伝達以外に、園・所が記入したの「支援連携シート」(資料21)が子ども支援室と学校教育課を経て就学先に送付されます。就学と同時期に子ども支援室スタッフが学校訪問し、担任へ配慮内容を伝達し、必要な支援がつながるようにしています。

袋井市提供資料

【資料21】支援連携シート

【幼・保→小】支援連携シート 〇〇〇 幼・保 から 〇〇〇 小 No 1

H27 月現在

幼児氏名	気になる表れ																				
	全体	行動			対人	情緒	理解														
担任氏名	何をするにも	全体的に	極端な	朝の支	順番を	多動	気が散り	ぼんやり	日課や習	体の使い	リズム運	指先を使	友だちと	集団に入	トラブル	すぐかっ	興味があ	興奮があ	発音があ	言葉の発	新しい場
園内談話	〇とても協力的 ○どちらかと言えば協力的 △あまり協力的でない ×理解が得られない	時間がかかる	苦手で	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える	覚える
保護者の理解	継続的に配慮が必要な園児について、本連携シートを作成する。																				
補足の資料	就学先への補足の資料として送付する予定がある場合は、該当箇所																				
支援計画	知的																				
指導計画																					
その他(下に記入)																					
子ども支援室より	該当する欄に〇をつける。																				

特別な配慮を必要とする子どもが就学する場合は、子ども支援室が園・所・保護者(子ども)・小学校のつなぎ役をし「支援連携シート」を活用した支援の継続を図っている。

- ★支援連携シート内容=①気になる現れ(全体・行動・対人・情緒・理解)②保護者の理解の程度③補足資料等
- ★園・所で記載⇒支援室コメント入力⇒学校教育課⇒就学先小学校
- ★園・所訪問と連携シートにより子どもの実態を把握⇒保護者と話し合う⇒就学先小学校と相談の場を設定

この流れを基本に「理解と支援の継続」を図っている。

- ★小1プロブレムを起こさないために「基本的配慮・支援・ポイント」を記載した資料を小学校に依頼し、きめ細かな接続の円滑化に努めている。

(2) 虐待ほかの要保護児童に対応する就学支援 —市教育委員会と園・所等の連携事例—

袋井市教育委員会すこやか子ども課では、要保護児童対策地域協議会実務者会議の担当職員が毎月開催する実務者会議の資料リストから近況をつかみ、心配な要保護児童が在籍する園・所への聞き取り調査を密に行っています。対象児の実態を常に把握することで、園・所・関係機関と連携し早期支援と就学先へのつなぎに努めています。

- 聞き取り対象園・所—公立・私立の幼稚園・保育所、認証保育所
- 聞き取り内容—幼児・母親・生活の実態、欠席、その他の変化について
- 連携と接続機関—園・所との相互伝達と相談、福祉課担当者・家庭児童相談員との連携
- 支援対象の実態—被虐待児(疑い児)、他市からの被虐待転入予定児、居所不明児(居所が分からない児)、外国人、DV被害の母親、家族への暴力、子育て無関心傾向・低知的傾向・情緒不安定等の母親 他

他市から被虐待児童転入を把握した場合の対応事例

被虐待児の詳細な実態把握をし、園での配慮について課で検討を行い、入園前に入園先園長に実態・対応方法の指示・伝達をした。園・課間での近況報告・対応策の検討を重ねながら、教職員による母親・幼児への心つなぎに配慮した園生活を進めた。親子ともに友達ができ、母親も心の吐き出しから園を頼るようになり安定した就学につながった。

居所不明児への対応事例

長期欠席児の実態把握から、繰り返しの家庭訪問を園に依頼。幼児は一時期登園するが再び休み出し、「家庭訪問するが終日留守。母子が行方不明で父親も困惑の様子。」との報告を園より受ける。父親に実家へ確認するよう依頼。その後、無事発見の報告を受ける。園に両親と就学準備に向けた面談の場を設けるよう依頼し、課と園から転居先の市教育委員会と小学校に配慮内容を伝達した。

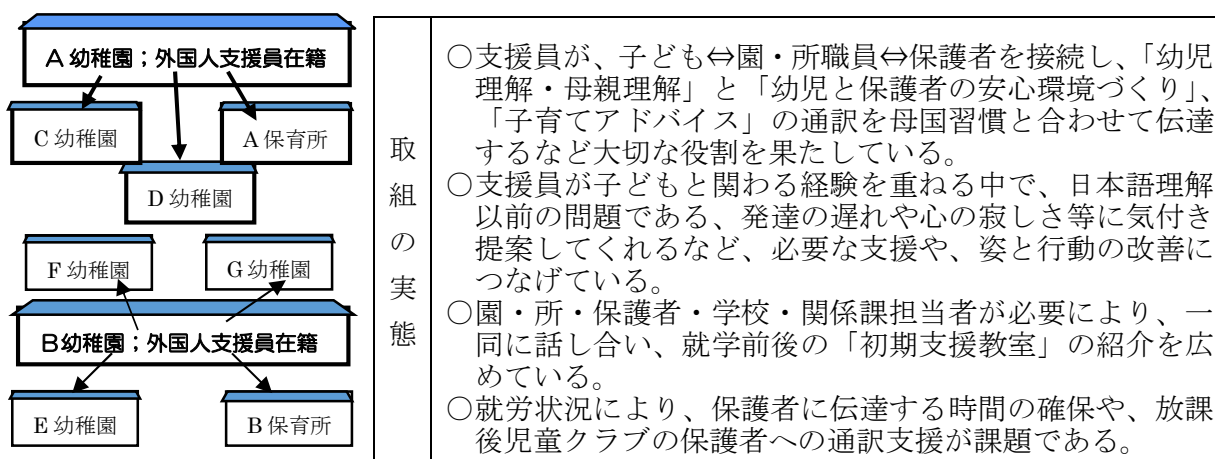
(3) 配慮を必要とする外国人家族への就学支援事業—外国人支援員の配置と成果の事例—

袋井市では、市内の公立幼稚園・保育所に共有で、ポルトガル語・中国語・英語の通訳支援を主とする外国人支援員(以下「支援員」という。)を数名配置しています。

園・所が幼児や保護者対応で通訳を必要とする場合に、希望園・所は翌月の申請計画書を作成し、支援員が在籍する園に提出します。支援員の在籍園は翌月の支援員の勤務計画書を作成します。支援員は計画に基づき資料 22 のように、支援が必要な園・所に巡回勤務し、幼児の発達支援と保護者への子育て通訳支援を進めています。

また、個別に小学校への接続の支援を必要とする場合は、すこやか子ども課と学校教育課の担当者が連絡を取り合い、園・所訪問をし、対象児の実態把握及び今後の対応策を検討し、保護者対応を含めた小学校への接続を行っています。

【資料 22】外国人支援員共有配置



(4) 成果と課題

ア 成果

- ・どの事業も子どもと保護者に安心感を与え、発達支援に効果を上げています。
- ・学校に成育状況や支援経過の伝達と支援方法の提案をすることで、安心できる環境と温かな対応が生まれています。

イ 課題

- ・子どもの生育の記録を残し、継続的な実態把握と支援を進める必要があります。
- ・子ども支援室事業では入学後もスムーズな移行に向けて、定期的に確認する体制が必要です。他事業でも必要に応じた確認と関係機関の連携を推進していきます。

(5) 袋井市の例を通して

教育委員会が軸となって、他課や必要な関係機関との連携と接続による「支援と指導の組織化」を図り、特別な配慮を必要とする子どもへの支援と体制づくりがなされています。また「子どもを守り育成する行政の役割」と「子どもと直接に関わる関係職員の実践的役割」が連携・連動することで子どもの安心環境づくりにつなげています。市全体の支援体制づくりとともにモデルとして参考となる事例です。

5 幼児の自立を促すための保護者への働き掛け — 参考モデル（幼稚園を例に） —

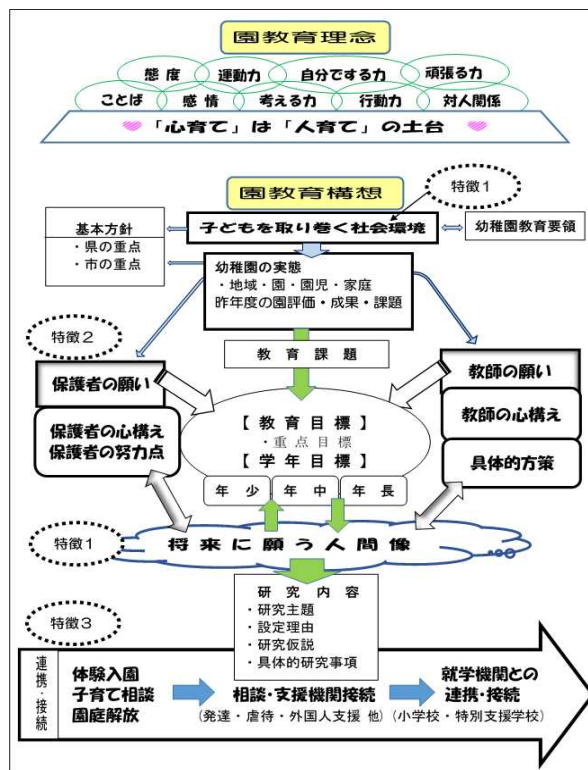
幼児の自立を促すための基本的な考えを、

- 子育ての社会的背景を踏まえ、幼児期の発達過程と個々の発達実態に基づき、入園当初から園と家庭が連携し合い、自立する姿を相互に育て合っていくこと。
- 幼児期には、「学び」と「生活」と「心」の自立を大切に育てていくこと。

とし、資料 23 のような教育構想を基に保護者と共に考え合い、保護者も育ち合う園経営を進めます。この教育構想には 3 つの特徴があります。

特徴 1 は、「子どもを取り巻く社会環境」及び「現代社会での家庭的環境の良さと課題」を教職員と保護者が共に理解し、子どもの将来に願う人間像を一緒に考え合い園経営を進めること。特徴 2 として、その「願い」に対し保護者も教職員同様に「幼児期の生きる力育てと我が子育て」への「心構え」と「努力点」を具体化し、園・家庭が共通の目的と姿勢で連携して育て合うこと。特徴 3 として、就園前→園生活→就学の過程で、幼児の安定した発達の継続と接続がスムーズにできるよう、保護者との「心つながり」を大切に、関係機関との連携を含めた生活づくりを保護者と共に考え合うことです。この教育構想を基にした参考モデルを紹介します。

【資料 23】保護者と共に育て合う教育構想



(1) 自立を促す発達支援の基本

「心育てこそが人を育てる土台になる」とする園教育理念(資料 23)から、「自立する力」を育成することを大切にされた保育を進めます。また、運動発達、手・指、ことば、集団への関わり、対人関係と情動、学習の基礎等の発達過程を基に、資料 24 の内容で各分野の自立を促すよう保護者への呼びかけを行います。

【資料 24】幼児の自立を促すために保護者へ呼びかけたいこと

- ・ 幼児は五感を働かせる直接的体験の中で多くの「できた嬉しさ」「伝える楽しさ」「知っておもしろさ」「分かる楽しさ」や「できない悔しさ」等の様々な感情体験をし、それらが原動力となって繰り返し体験を重ねる過程で、感じ、気づき、学び、成長していくこと。
- ・ 各発達分野が互いに関連し合いながら総合的に育ち合い、発達が促されていくこと。
- ・ 大人は「共感する・褒める・共に考える存在」と「憧れてもらえる存在」になるよう努力すること。 など

これらについて、日々の生活での具体的事例を基に解説しながら「生きる力の土台」や「自立していく力」をどう育てていけばよいのかを考えます。そして、資料 25 のような様々な機会を有効に活用し、保護者への意識向上を図り、子どもの変化・成長について園と家庭が互いに「伝え合い、喜び合い、考え合うこと」を大切にします。

(2) 保護者に呼びかける場づくり

資料 25 は、保護者への呼びかけの機会を示したものです。講話・学習会・懇談会・交流会・通信等の方法で、保護者全体・学年別・クラス別等に応じた場づくりや、幼児の発達・実態に応じた内容で保護者との相互理解を深めます。

【資料 25】 3つの自立を考え合う年間計画

3つの自立を考え合う年間計画	4月 PTA総会	★年度初めの園長の呼びかけ(P T A総会) ・「保護者と教職員が連携した子ども育成」の大切さの話 ・保護者と教職員の願いを反映した「子どもの将来に願う姿や人間像」の話
	6月 グループ参加会	・良さを褒めて意欲を育む「自立」の話 ・「3つの自立」を保護者と考え合う参観会の年間計画の話
	7・12・2月 クラス懇談会	★「3つの自立」を考え合うクラス懇談会(学期末懇談会) ・ミニ学習会「自立を促すってどういうこと?【家庭版】」(学年別) ・園での取組と子どもの変化・成長・課題の伝達 ・家庭の「うれしいメモ」「困ったメモ」の話題提供と交流 ※3つの話題提供を基にした保護者同士のミーティング
	8月 個人面談	★園長講話 ・幼児期の心理を生かし、発達・自立を促す子育て ・「憧れの心育て」は「自立する心と態度育て」
	10月 園長講話	・親子ふれあい遊び・協同体験・読み聞かせ体験は、安定した自立の土台 ・意欲・考える力・責任感を育て、自立を促す楽しい子育て
	2月 小学校の教職員講話	★小学校の教職員講話 ・事前に打合せをする。→就学対象児の実態と生活の様子、保護者の実態の伝達 事前アンケート(保護者が知りたい「小学校生活への疑問と不安」の結果伝達 ・講話内容→1年生の生活、新1年生に希望すること、保護者が配慮することなど
園だより 学年だより	★毎月発行の学年だより「できるかな?できたよ!」コーナー(年少) ☆自分のことは自分でしよう☆ 登降園時、お子さんの荷物(かばん、水筒、通園バッグなど)は自分で持っていますか?ついついお子さんの荷物を保護者の方が持ったりしていることはありませんか?園でも子どもたちに自分の荷物は自分で持つように指導をしています。自分の物を大事にする気持ちや、自分で準備や片付けをする気持ちに繋がりますので、是非、御家庭でも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。	

(3) 参考モデル活用の留意点

- ・教育構想の内容を見直します。
- ・幼児期に蓄えたい力や育成方法を押さえます。
- ・園のリードのもと、保護者が子どもの成長を楽しめる「学びの場面」を意識的に作ります。
- ・日常的に教職員が保護者との会話や関わりを大切にすることで、幼児の「学び・生活・心」の自立育成を目指します。
- ・幼児が意欲を持って、安心して就学期を迎えられる園運営をします。

【第1章に掲げる「幼児教育に係る実態調査」等の調査の概要】

1 資料1について

参考とした資料

「平成26年度幼児教育実態調査」の本県に関わる資料

- (1) 調査主体
文部科学省
- (2) 趣旨
幼児教育施策を行っていく上で必要な基礎資料を得る。
- (3) 調査対象
全ての公私立幼稚園及び都道府県・市町村（悉皆調査）
- (4) 調査基準日
平成26年5月1日（一部調査によっては別途設定）
- (5) 調査項目
幼稚園における保育所及び小学校との連携状況

2 資料2・資料3について

参考とした資料

「平成26年度幼児教育実態調査」を参考にしたアンケート調査

- (1) 調査主体
静岡県総合教育センター
- (2) 目的
静岡県教育委員会・静岡県就学前教育推進協議会が作成する、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」に生かすことを目的とする。
- (3) 調査対象
 - ・静岡県保育所連合会加入の公私立保育所及び公私立認定こども園に勤務する5歳児担当の教職員等
 - ・静岡県内の公立小学校（静岡市・浜松市を除く）に勤務する1学年主任
- (4) 調査期間
平成27年11月2日（月）から11月13日（金）まで
- (5) 調査項目
 - ・保育所・認定こども園と小学校との連携状況
 - ・小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携状況
- (6) 回収率
 - ・保育所・認定こども園 35%
 - ・小学校 86%

3 資料9について

参考とした資料

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」が示した、「幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿(参考例)」を基に作成したアンケート

- (1) 調査主体
静岡県総合教育センター
- (2) 目的
静岡県教育委員会・静岡県就学前教育推進協議会が作成する、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」に生かすことを目的とする。
- (3) 調査対象
幼稚園教育理解推進事業都道府県協議会に参加した公立幼稚園教職員等
※公立幼稚園については悉皆参加
- (4) 調査期日
平成27年7月24日(金)
- (5) 調査項目
幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿
- (6) 回収率
100%

4 資料9の追加調査について

- (1) 調査対象
 - ・静岡県私立幼稚園振興協会加入の私立幼稚園及び私立認定こども園に勤務する5歳児担当の教職員
 - ・静岡県保育所連合会加入の公私立保育所及び公私立認定こども園に勤務する5歳児担当の教職員等
 - ・静岡県内の公立小学校(静岡市・浜松市を除く)に勤務する1学年主任
※アンケート依頼が、私立幼稚園振興協会、保育所連合会どちらからも来た園・所は、どちらか1回に回答することとした。
※静岡県幼稚園教育理解推進事業都道府県協議会で回答した園・所は、回答不要とした。
- (2) 調査期間
平成27年11月2日(月)から11月13日(金)まで
- (3) 調査項目
幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の接続期に目指す子どもの姿
- (4) 回収率
 - ・幼稚園 65%
 - ・保育所・認定こども園 35%
 - ・小学校 86%

平成 27 年度 静岡県就学前教育推進協議会委員等

協議会委員

	所 属	職 名	氏 名
委員長	静岡県教育委員会	教育監	水元 敏夫
副委員長	静岡県総合教育センター	次長	奈良間 一博
委員	静岡県国公立幼稚園・こども園長会	会長	大村 千容子
〃	一般社団法人 静岡県私立幼稚園振興協会	理事長	相田 芳久
〃	静岡県保育所連合会	会長	後藤 弘明
〃	静岡県保育士会	会長	下原 直美
〃	静岡県校長会	会長	渡邊 聡
〃	静岡県私学協会 初等教育部会	会長	末吉 弘治
〃	外部有識者（静岡県立大学短期大学部）	教授	永倉 みゆき
〃	掛川市こども希望部 こども希望課	主幹	杉村 正之
〃	静岡県文化・観光部 総合教育局	局長	鈴木 一吉
〃	静岡県健康福祉部 こども未来局	局長	河森 佳奈子

オブザーバー

	所 属	職 名	氏 名
	静岡県教育委員会 教育政策課	課長	山本 知成
	静岡県教育委員会 義務教育課	課長	林 剛史

幹事会幹事

	所 属	職 名	氏 名
幹事長	静岡県総合教育センター	参事兼総合支援課長	小関 雅司
副幹事長	静岡県教育委員会 義務教育課	課長	林 剛史
幹事	静岡県国公立幼稚園・こども園長会		寺尾 治代
〃	一般社団法人 静岡県私立幼稚園振興協会	事務局長	山田 昌明
〃	静岡県保育所連合会	事務局長	鈴木 雅之
〃	静岡県保育士会		安本 敏江
〃	静岡県校長会		河本 澄子
〃	静岡県私学協会 初等教育部会		土田 隆仁
〃	掛川市こども希望部 こども希望課	主幹	杉村 正之
〃	静岡県文化・観光部 総合教育局 私学振興課	課長	伏見 光博
〃	静岡県健康福祉部 こども未来局 こども未来課	課長	鈴木 紀美代
〃	静岡県教育委員会 社会教育課	課長	北川 清美

ワーキング委員

	所 属	職 名	氏 名
委員	静岡県文化・観光部 総合教育局 私学振興課 幼稚園班	班長	宮島 真美
〃	静岡県健康福祉部 こども未来局 こども未来課 保育人材班	班長	大石 まゆみ
〃	静岡県教育委員会 義務教育課 企画・指導班	班長	堀内 祥行
〃	静岡県教育委員会 社会教育課 地域・家庭班	班長	遠藤 文朗
〃	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	班長	操上 俊樹
〃	静岡県教育委員会 義務教育課 企画・指導班	指導主事	望月 香織

事務局

	所 属	職 名	氏 名
	静岡県総合教育センター	所長	杉本 寿久
	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	班長	操上 俊樹
	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	主任指導主事	小島 育乃
	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	指導主事	工藤 陽明
	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	特任教官	鈴木 裕子
	静岡県総合教育センター 総合支援課 小中学校班	特任教官	匂坂 雅代

幼児期の教育と小学校の教育の円滑な接続に関する方針
— 子どもの健やかな学びを支えるために —

平成 28 年 3 月 発行
静岡県教育委員会
静岡県就学前教育推進協議会

富国 有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture